

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（案）の概要

1 役員報酬について

(1) 理事長の報酬

給料月額 1,140,000円

(2) 副理事長の報酬

給料月額 930,000円

(3) 理事の報酬（非常勤）

支給しない（総長、院長など職員を兼務する者は職員給与で支給）

(4) 監事の報酬（非常勤）

役員手当 日額 40,000円（交通費を実費加算）

(5) 理事長・副理事長に支給する手当

手当の種類	支給額	備考
通勤手当	一般職員に準じる額	交通機関利用の場合、定期券の価額
賞与	年間4.4月分 (給料月額×1.2×4.4月)	100分の10の範囲内で法人の業績等を反映

(6) 減額措置

府の減額措置に準じ、賞与について以下の減額措置を講じる。

(平成18年度から平成19年度までの2年間の時限措置)

理事長 ... 15%減額

副理事長... 10%減額

2 役員退職手当について

役員退職手当については、支給しないものとする。

地方独立行政法人法（役員報酬等に関する規定）抜粋

（役員報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

他団体との支給水準の比較について

1 府の特別職の給料月額

役 職	給料月額
知 事	1,450千円
副知事	1,140千円
出納長、教育長	930千円
水道企業管理者	910千円

特別職は平成 17 年度から調整手当を廃止するとともに、給料月額に対する減額措置を廃止。

2 大阪府立大学理事長及び府指定職の給料月額等

号 給	役 職	給料月額 A	A + 調整手当
(9)	府立大学理事長	1,119千円	1,231千円
7	成人病 C、母子 C の総長	968千円	1,065千円
6	府立 5 病院の院長、病院長	885千円	973千円
5	本庁部長	823千円	906千円
4	本庁部長	765千円	841千円

上表の額は、減額措置後の額（千円未満切捨て）

3 病院を設置する独立行政法人の理事長の報酬等

	平成 16 年度		職員数（人）	病院数
	報酬（給与） A	A + 調整手当		
国立病院機構	1,301千円	1,457千円	46,153	146
国立印刷局	1,131千円	1,266千円	5,378	2
労働者健康福祉機構	1,078千円	1,186千円	13,667	38
3 法人平均	1,170千円	1,303千円		

各法人の公表資料の数値を基に作成。

報酬（給与）及びその額に調整手当を加えた額は、年間支給額を 12 で除した額。

4 府出資法人の退職手当の取扱い

特定法人の役員の退職手当は、平成 11 年 4 月から廃止

「特定法人」とは、府指定出資法人のうち、
府の出資金等の割合が 50% 以上の法人又は府の事務事業との関係が特に密接である法人。